

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 公有水面埋立ての竣功の認可（2件）【港湾空港局港営部港営課】

2

北九州市告示第1号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により、次のとおり
告示する。

令和5年1月5日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 竣功認可の年月日

令和4年12月8日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 電源開発株式会社

住 所 東京都中央区銀座六丁目15番1号

代表者 代表取締役社長 渡部肇史

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区大字小竹及び大字頓田地先

(2) 区域

次の地点のうち、1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と
4の地点を直線で結んだ線、4の地点と5の地点を直線で結んだ線及び
5の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 修多羅三角点（北緯33度54分54秒930、東経13
0度47分53秒738）から293度49分27秒4、
606.85メートルの地点

2の地点 1の地点から0度00分24秒514.09メートルの地
点

4の地点 2の地点から295度18分17秒108.19メートル
の地点

5の地点 4の地点から202度39分37秒607.20メートル
の地点

(3) 面積

118,070.32平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和38年1月9日

38洞港陸第15号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

北九州市

北九州市告示第2号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により、次のとおり
告示する。

令和5年1月5日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 竣功認可の年月日

令和4年12月8日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 電源開発株式会社

住 所 東京都中央区銀座六丁目15番1号

代表者 代表取締役社長 渡部肇史

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区大字小竹及び大字頓田地先

(2) 区域

次の地点のうち、2の地点と3の地点を直線で結んだ線、3の地点と
4の地点を直線で結んだ線及び4の地点と2の地点を直線で結んだ線に
より囲まれた区域

2の地点 修多羅三角点（北緯33度54分54秒930、東経13
0度47分53秒738）から299度24分12秒4、
837.37メートルの地点

3の地点 2の地点から0度00分24秒280.60メートルの地
点

4の地点 3の地点から202度39分37秒253.96メートル
の地点

(3) 面積

13,723.36平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和38年1月9日

38洞港陸第15号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

北九州市